

2015 年 11 月 26 日 2015 年度第 3 回 ODA 政策協議会
「プロサバンナ事業に関する意見交換会および NGO の取り組み」報告資料

特定非営利活動法人 日本アフリカ協議会

特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター

昨年 12 月に開かれた 2015 年度第 2 回 ODA 政策協議会で、「プロサバンナ事業に関する意見交換会および NGO の取り組み」と題して、15 年 4 月から 6 月にかけて開催された「プロサバンナ事業マスタープラン・ドラフトゼロに関する公聴会」の問題と、プロサバンナ事業を取り巻く人権・ガバナンス状況の悪化を中心に報告した (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/shimin/page23_001101.html)。

当時はまだ実態が判明していなかったが、2015 年 10 月以降、現地では、JICA によって契約された現地コンサルタント企業(MAJOL 社)によって、事業に対してノーの声をあげ続ける小農運動や市民社会組織が「排除」され、モザンビーク社会の「分断」が図られたことにより、一部の市民社会組織のみをメンバーとする「市民社会対話メカニズム」がつけられた(【別添資料1】の3参照)。

そんななか、2016 年 4 月に、プロサバンナ事業の政府文書 46 点がリークされたが(【別添資料1】の1)、これらのほとんどが、モザンビークと国際レベルの市民社会の弱体化と分断を目的とした計画や活動に関するものであった。これを受けて、市民社会は、リーク文書および日本の市民社会が情報開示請求により入手してきた 100 を超える政府文書のうち、特に「プロサバンナ・コミュニケーション戦略書 (http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/104.pdf)」について分析した (<http://farmlandgrab.org/26449>)。その結果、JICA が契約する現地コンサルタント企業(CV&A 社)の策定したプロサバンナ事業のコミュニケーション戦略が、2012 年 10 月にモザンビーク最大の小農運動(UNAC)が異議を唱えたことに対抗して作られたものであり、当初から市民社会への介入・分断などを意図したものであったことが明らかとなった。なお、一連のプロサバンナ事業に関する政府文書のリークは、事業の現状が内部告発を招くほどの事態となっていることを示している。これについて、3 カ国市民社会(モザンビーク、ブラジル、日本)は、2016 年 8 月 27 日、TICADVI に際して抗議声明／公開質問を公表し、同事業の即時中止を求めた。

それにもかかわらず、2016 年 10 月に入り、JICA が「市民社会対話メカニズム」のコーディネーター団体(Solidalidade Mozambique)とコンサルタント契約を行ない、プロサバンナ事業を推進するための、活動に約 2,200 万円の資金供与を行なっていることが明らかになった。また、JICA のコンサルタントとなった同団体が事務局を務める形で、翌 11 月に二度目の「コミュニティ公聴会」が事業対象三州で開催されることが 10 月 28 日に公表された。これを受けて、再び 3 カ国市民社会より、11 月 8 日に緊急声明が出され、非民主的で不公正な一連のプロセスと手法に対して、さらなる抗議の声があがっている。

日本政府と JICA の市民社会をめぐる一連の関与と資金拠出のあり方に対して、現地社会はもとより世界中から疑問の声があがっている現状にある。詳細は、別添資料および下記の年表を参照されたい。

※この間、プロサバンナ事業における政府の市民社会に対する問題行動には、現地社会に対するものだけでなく、日本の市民社会に対するものも発生している。例えば、2015 年 10 月 27 日の意見交換会に際して行われていた、NGO 参加者に対する外務省守衛による写真照合問題に関しては、すでに ODA 政策協議会で過去 3 回(2015 年 12 月、2016 年 3 月、7 月)、NGO 側から問題提起されている。詳細は【別添資料2】。

【年表】

年	月日	出来事	備考
2012年	4月中旬	日本ブラジル官民合同「ナカラ回廊農業投資促進ミッション」	
	6月5日	JICA主催「ナカラ回廊農業投資促進ミッション報告」 * FGVによるナカラファンド報告	情報公開請求にJICA「不存在」回答、異議申立→「審査会の勧告」 2015年9月開示
	7月4日	ブラジルで「ナカラファンド開始セミナー」(JICA協賛)	
	8月29日	JICA主催「モザンビーク北部農業開発勉強会」 * FGVに代わり JICA 職員ナカラファンド説明	
	10月11日	UNACの初のプロサバンナに関する声明	
	11月15日	JICA担当者とのプロサバンナ勉強会を日本 NGO 主宰@東京	
	12月3日	3カ国調整会合：コミュニケーション戦略/コンサル契約合意	* リークで発覚
	12月14日	JICA、CV&A社他2社と契約	* 詳細未開示
	12月14日	NGO・外務省定期協議会、ODA政策協議会で初めてプロサバンナ事業が取り上げられる	
2013年	1月25日	ODA政策協議会サブグループ「ProSAVANA事業に関する意見交換会」(外務省・JICA・NGO)開始	
	2月14日	JICA、CV&A社との契約終了	* 成果物は未開示
	4月	ProSAVANA-PD レポート2 (FGV作成) と 3カ国調整会議記録(上記転載)等のリーク	「当該レポート=タダの紙」しかし、2015年「成果物Report3」追認
	4月29日	以上の文書に基づく「共同声明」がモザンビーク、国際、日本の市民社会組織によって発表	
	5月28日	TICAD V時、三カ国首脳宛「公開書簡～プロサバンナの緊急停止と再考」	
	7月15日	JICA「プロサバンナのためのコミュニケーション戦略確定」コンサル公募(プロポーザル提出期限)	契約終了日不明瞭 (*TORに7月-8月の2ヶ月と記載)
	8月1日	JICA、CV&A社と二度目の契約(「プロサバンナのコミュニケーション戦略の形成と実施」)	
	8月8日	第一回「プロサバンナ 3カ国民衆会議」@マプト	
	8月三週	CV&A→JICA「コミュニケーション戦略(案)」提出期限	
	8月末	CV&A→JICA「状況診断書+アクション提案」提出期限	* 未開示
	9月三週	CV&A→JICA「コミュニケーション戦略(最終)」提出期限	* 開示
	9月中	突然のマスタープラン・コンセプトノート発表、一連の「農村集会」開始、プロサバンナ・プレスリリース同時発行	
	9月30日	PPOSC-Nの抗議声明	
	11月4日	UNACとMINAG会合へのプロサバンナ突然の出現・対話要求	
	11月20日	モザンビーク地方都市選挙	
	11月21日	UNACの呼びかけで「対話の手法を話し合う会議」開催。情報共有合意されるが一切提供なし。	
2014年	3-4月	ProSAVANA-PEMが各州で説明がないまま進められていることにUNACと市民社会反発	
	6月4日	「プロサバンナにノー!キャンペーン」開始	
	7月	CV&A→JICA「プロサバンナ活動月報」	* 契約書開示なし
	8月	CV&A→JICA「プロサバンナ活動月報」	* 9月月報未開示

	10月	CV&A→JICA「プロサバンナのコミュニケーション活動に関する総括報告」(全8ページ)	* 開示
	10月15日	モザンビーク国政選挙	
	12月3日	日本 NGO マスタープラン・ドラフト公開 緊急要請	
	12月4日	「3カ国調整会合」マスタープラン・ドラフト承認	
	12月8日	モザンビーク10団体、大臣宛マスタープラン・ドラフト、関連資料の公開請願書	
2015年	3月31日	農業省 WEB マスタープラン・ドラフトゼロ&公聴会の発表	* 3カ国市民社会に連絡なし
	4月19日~30日	郡レベルでのドラフトゼロ公聴会	
	5月~6月	公聴会非難声明(モザンビーク5種類の声明)	
	7月~8月	「農民」招聘・分断問題、UNAC 代表逝去	
	9月1日	農業省一行と日本 NGO 面談	
	10月7日	JICA3社に「市民社会関与プロジェクト」入札要請	* 2/4に情報開示請求で発覚
	10月26日	コンサル企業応募締切	* 同上
	10月28日	第13回 ProSAVANA 意見交換会で「現在 JICA が承知しているのは、農業省がどのような形でどう話を進めるか一生懸命議論をしているところ」と JICA 回答 ※外務省守衛による参加 NGO 写真照合問題 (【別添資料2】および「外務省守衛が所持していた NGO 関係者の顔写真リストに関する公開質問状」 http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy-statement/2016/02/20160203-open-letter-1.html)	* プロジェクト開始、入札要請の事実伏せる
	11月2日	JICA、MAJOL 社との契約	
	11月14日	MAJOL、インセプションレポート JICA 提出期限	* 公式開示は 4月
	12月7日	MAJOL、「プロサバンナ助言委員会」TOR の JICA 提出期限	
	12月8日	第14回 ProSAVANA 意見交換会、「状況は変わっていない」との JICA 説明、MAJOL 社活動は日本の資金かの返答なし	* NGO 側情報伝え説明変化
	12月12日	JICA・MAJOL 社間の契約の情報公開請求	* 1ヶ月の期限が延長。2/4に開示
	12月15日	MAJOL、中間報告(マッピング) JICA 提出期限	* 公式開示は 9月
	1月11-12日	ナンブーラ市にて MAJOL 社準備ワークショップ開催	
	1月14日	UNAC の拒否声明	
	1月20日	MAJOL 社、対話プラットフォーム設定期限	
	2月4-5日	外務省・JICA 派遣団、ナンブーラ訪問	* UNAC へのロビー活動(MAJOL 報告書)
	2月5日	対話メカニズム(旧ロードマップ)でのロードマップ決定	
	2月19日	プロサバンナにノー!キャンペーンによる対話不正非難声明	
	2月22日	MAJOL、対話のロードマップの JICA 提出期限	
	3月1日	MAJOL、最終報告書ドラフト JICA 提出	* 公式開示は 9月
	3月7日	プロサバンナにノー!キャンペーンの WWF 非難声明	



3月18日	日本 NGO、対話プロセスの抗議声明	
4月12日	対話メカニズムとの会合で、プロサバンナにノー!キャンペーン支持団体への働きかけの報告	
5月7日	プロサバンナにノー!キャンペーン 北部会議結果要約	
5月～	第二次リーク (46 文書) の国際 NGO サイトでの公開	
6月中旬	ProSAVANA-PD 予算 (JICA 資金) で PPOSC-N/農業ネットワークが 10 郡でマッピング実施	* 300 万円(実費)と石橋議員に説明
7月中旬	プロサバンナにノー!キャンペーンによる現地調査	
8月27日	3カ国市民社会共同抗議声明・公開質問の提出	
9月	プロサバンナにノー!キャンペーンとの現地共同調査	
10月11日	第17回意見交換会で、抗議声明・公開質問への回答、および現地調査結果に基づく議論	
10月28日	市民社会対話メカニズムにより公聴会開催 (11月23～12月7日) が公表される。また、JICA が「市民社会対話メカニズム」のコーディネーター団体 (Solidalidade Mozambique) とコンサルタント契約 (5ヶ月、2,200万円) を行なっていることも明らかとなる。	
11月8日	プロサバンナにノー!キャンペーン マスタープランの見直しおよび公聴会プロセスの不正に関する緊急声明	

<目次>

1. 国際 NGO サイトに掲載されたプロサバナ事業公式文書のリーク文書一覧 (46 件)
2. 【第 18 回 ProSAVANA 事業に関する意見交換会資料 (抜粋)】「プロサバナ・コミュニケーション戦略書」と背景 (2016 年 10 月 11 日)
3. 【声明】3 カ国市民社会によるプロサバナ事業に関する共同抗議声明・公開質問～政府文書の公開を受けて (2016 年 8 月 27 日)
4. 【緊急声明】プロサバナ・マスタープランの見直しおよび公聴会プロセスの不正に関する緊急声明 (2016 年 11 月 8 日)

1. 国際 NGO サイトに掲載されたプロサバナ事業公式文書のリーク文書一覧 (46 件)

farmlandgrab.org | ProSavana files http://www.fa

Special content


[audio](#) [contracts](#) [off-topic](#) [video](#) [water](#) [wikileaks](#) [women](#)

ProSavana files
Published: 25 May 2016
Short URL: <http://farmlandgrab.org/26158>
Posted in: [Brazil](#) | [JICA](#) | [Japan](#) | [Mozambique](#) | [ProSavana](#)
[Comments \(0\)](#) [Print](#) [Email](#)
[this](#)

JICA, etc | May 2016

ProSavana files

Below are a collection of official ProSavana files and reports, some in English and some in Portuguese (PT), from 2009 to 2016.



Official documents:

[Minutes of meeting between JICA and ABC, Brasilia, 3 April 2009](#)

[Minutes of meeting between JICA, ABC, and Government of Mozambique, Maputo, 28 July 2011](#)

[Minutes of meeting between JICA and Government of Mozambique, Maputo, 28 July 2011](#)

2. 「プロサバナ・コミュニケーション戦略書」と背景

【2016年8月27日 3カ国市民社会 抗議声明・公開質問】

- (1) UNAC の非難声明直後の 2012 年 12 月に、3 カ国政府の間で「社会コミュニケーション戦略」の制定が合意され、プロサバナ事業に異論を唱える市民社会組織や運動に対する様々な対抗戦略が、JICA の資金を使い「介入提案と行動計画」として形成され、実行に移されていたこと
- (2) 対象 19 郡のコミュニティにおける農民・市民社会組織の影響力を削ぐことを目的に、地方行政・伝統的権威・協力的な個人による「郡コラボレーター網」の構築が計画・実行されたこと
- (3) 市民社会間の分断を図るため、国際（特にブラジル・日本の）市民社会に対する「信用低下」のための様々な方策が、現地政府関係者やメディアを使って計画され、実施されたこと

【背景】

1. 2012 年 10 月の UNAC（モザンビーク農民連合）による非難声明、日本での外務省・JICA・NGO 間のプロサバナに関する「対話」の開始直後、コミュニケーション戦略が 3 カ国政府によって立てられ、JICA の資金により現地コンサルティング企業との契約により「戦略書」とその実施がなされてきた。
2. しかし、3 カ国市民社会には一切説明はなく、情報が秘匿される形でこれらが進められてきた。2013 年 4 月の第一次リークにより、「コミュニケーション戦略の確定」が合意されたことが分かったが、その後 10 回近くを重ねた意見交換会でも説明はなく、2015 年に開示請求を出して初めて契約の一端が明らかになったものの、再度の開示請求の開示延期を経た 2016 年 1 月 19 日まで「コミュニケーション戦略書」の入手は実現しなかった。
3. 開示された「戦略書」はポルトガル語のみであり¹、2016 年 8 月 22 日に「分析ペーパー」が英語・ポルトガル語で出されるまで、その概要・内容は市民社会側に把握されていなかった。

【関連文書に記載されていること】

- (1) 2012 年 12 月 3 日ナンプーラでの 3 カ国調整会議録²には以下が明記。
 - ① プロサバナの「コミュニケーション戦略プラン」を合意
* CV&A 社との契約添付書類「Communication Strategy in the framework of ProSAVANA³」
 - ② これに基づき、「(1) 市民社会に早急にリーチするための社会コミュニケーション戦略の設置の重要性を確認」し、コンサルタント/企業との契約開始を勧めることを合意

¹ 最終報告から消された MAJOL 社のインセプションレポート案には、参考資料として「戦略書」の英語版の存在が記されているが、これは現在まで開示されていない。

² 2013 年 4 月の第一次リーク文書 <https://www.grain.org/article/entries/4703-leaked-prosavana-master-plan-confirms-worst-fears>

³ 同上リーク文書に記載された 3 カ国合意「コミュニケーション戦略のコンサルタント契約」の一文をもとに JICA への情報開示請求（2015 年 11 月）の結果、12 月に開示。

http://www.aif.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/103.pdf

【別添資料 1】

* その他、ロゴやパンフレットに関する事項が記載。

APPENDICES

1. Minute of Meeting on Triangular Cooperation for Agricultural Development of the Tropical Savannah in Mozambique
2. BRA/04/044-JBPP/PCJ/011-PROSAVANA
Minutes of Meeting of the Detailed Planning on Triangle Agreement for Support of agricultural Development Master Plan for Nacala Corridor in Mozambique Agreed between Japan International Cooperation Agency, Brazilian Cooperation Agency and Authorities Concerned of the Government of the Republic of Mozambique
3. Minute of Meeting on the third JCC Meeting held on Dec.3, 2012

2.1.2 – Communication Strategy Plan

The Parties agreed on a communication strategy plan for ProSAVANA-JBM, which is divided into a short, medium and long-term approach as in Annex 1.

The Parties reinforced their commitment to provide the contents to be used in all communication materials of the Programme.

The outcomes of the communication strategy plan are as follows:

(1) Social communication

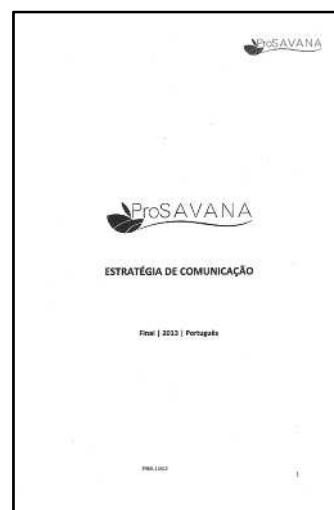
The Parties confirmed the importance to establish a social communication strategy in order to reach the civil society as soon as possible. In order to proceed with the strategy, the Parties agreed to recommend ProSAVANA-HQ to start selecting and hiring of specialized consultant or consultancy firm to elaborate this plan. The results should be presented in the next JCC.

(2) 2013年7月、JICA「プロサバナのためのコミュニケーション戦略確定プロジェクト」を立ち上げ、既に一度契約した（2012年12月～2月）CV&A社を契約。

- ① JICAは、「プロサバナのコミュニケーション戦略の形成と実施」を目的とする契約をCV&A社と締結（2013年8月1日）⁴。
- ② 2013年9月に「プロサバナ・コミュニケーション戦略書」⁵の完成と確定

(3) プロサバナ公式文書（JICA開示）「プロサバナ・コミュニケーション戦略書」概要

- ① プロサバナのロゴマークが表紙&すべてのページに記載。著者・発行元も「ProSAVANA」となっており、CV&Aの名前は一切記されず。
- ② JICAによって公的に開示された文書である。
- ③ 50ページからなる。（活動案が追加で4ページ）
- ④ わざわざ「最終版」「ポルトガル語版」と記されている。
- ⑤ 目次（章立て）
 1. 分析
 2. ターゲットの分類
 3. コミュニケーションのルール
 4. コミュニケーション・アクションの提案
 5. コミュニケーション・ツール
 6. 優先活動とツール
 7. 活動予定案



(4) 声明に取り上げた点の該当箇所（ごく数例、詳細は原文参照）

- ① 4.3. 「組織化された市民社会とともに発展させる活動」（4章 コミュニケーション行動案）
* 「戦略書」全体で、「アソシエーション」を市民社会組織の「組織」に適用。

⁴ 同上契約書 http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/101.pdf 同上 TOR（業務指示書）
http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/102.pdf

⁵ 2013年8月の契約書の成果物の開示を請求し、延期の上、2016年1月に開示
http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/104.pdf

Deverão ser feitas actas escritas das reuniões, e estas deverão estar também gravadas em vídeo e áudio, de forma a haver provas inatacáveis de quem esteve na reunião, do que disse e da posição que tomou.

Relativamente à influência que as organizações de Sociedade Civil exercem sobre os media em Moçambique, considera-se que a manutenção de uma comunicação contínua pelo ProSAVANA irá fazer com que diminua a força exercida por essas organizações, principalmente as moçambicanas, que são as que dão a cara.

Considera-se ainda que o contacto directo com as comunidades, fazendo prova disso, desvalorizará essas associações enquanto porta-vozes das comunidades ou dos agricultores.

【対訳】

- これらの会合では書かれた記録が作成されなければならない、またビデオと音声で記録されなければならない。こうすることによって、これらの会議に出席した者が何を話し、どのようなポジションをとったのか、批判不可能な証拠を得ることができるからである。
- 市民社会諸組織のモザンビークのメディアに対する影響力については、プロサバンナが（メディアと）継続的なコミュニケーションを保持することで、特にモザンビーク組織の実効力を減らしていくものとする。
- （プロサバンナが）コミュニティとの直接的なコンタクトを行うことによって、コミュニティあるいは農民を代表するこれらの組織（アソシエーション）の価値/信用を低めることができる。（「戦略書」p. 34）

Retirando importância às organizações da sociedade civil moçambicana, retira-se força às ONG estrangeiras a actuar em Moçambique, pois estas reduzem o seu contacto com os media e, conseqüentemente, a sua influência.

Adicionalmente, seguindo a estratégia de comunicação que afasta a ligação do Corredor de Nacala do Cerrado no Brasil, desvaloriza-se alguns dos principais argumentos que estas ONG internacionais têm utilizado no último ano.

【対訳】

- モザンビーク市民社会諸組織の重要性を奪うことによって、モザンビークで活動する外国 NGO の力を削ぐことができる。さらに、その結果として、これらの組織からのメディアへのコンタクトも減る。
- また、コミュニケーション戦略に従い、ブラジルのセラードとナカラ回廊の結びつきを遠ざけることにより、これらの国際 NGO が去年来使用してきた主要な論点のいくつかに関して信用を低下させることが可能となる。（「戦略書」p. 35）

Contudo, caso a sua influência se mantenha, aconselham-se as seguintes acções:

- Organizar respostas e mensagens que respondam, indirectamente, às preocupações que a sociedade civil organizada identifica;
- Questionar ou criticar (fomentar a crítica, por parte de alguma autoridade moçambicana) o papel que organizações estrangeiras estão a desempenhar em Moçambique.

【対訳】

それでも、その影響力が継続するならば、以下のアクションを勧める。

- 組織化された市民社会が特定した諸懸念に対して、間接的に、応えるための回答とメッセージを準備すること。
- モザンビークで果たされている外国の諸組織の役割について問題化する、あるいは批判する（この批判については、モザンビーク当局の側によって推進される）。（「戦略書」p. 35）

② 「4.2.3. 国際メディアの招待」

O ProSAVANA deve sempre oferecer-se para suportar as despesas, ainda que muitos dos *media* internacionais não aceitem esta oferta.

【対訳】

国際メディアの多くがこのような供与を受け入れない傾向にあるとはいえ、プロサバンナは、常に（取材）費用支援の供与を行わなければならない。（「戦略書」p. 34）

③ 4.1.1 「コラボレーター⁶による郡ネットワーク」

4. ACÇÕES DE COMUNICAÇÃO PROPOSTAS

4.1. Acções a desenvolver nas comunidades do Corredor

As acções apresentadas daqui em diante têm como objectivo ter um impacto directo nas comunidades e garantir que estas estão devidamente informadas do que é o ProSAVANA e têm conhecimento do que é que está a ser feito no seu distrito.

4.1.1. Criação de rede distrital de colaboradores

Após a autorização do Governo de Moçambique e a identificação das pessoas que colaborarão com o SDAE, devem-se reunir todos durante um fim-de-semana, juntamente com os directores dos SDAE, e deve-lhes dar formação sobre o ProSAVANA. Para esta formação podem ainda ser convidados membros dos DPA e dos Governos Provinciais.

【対訳】

4. コミュニケーション・アクション案

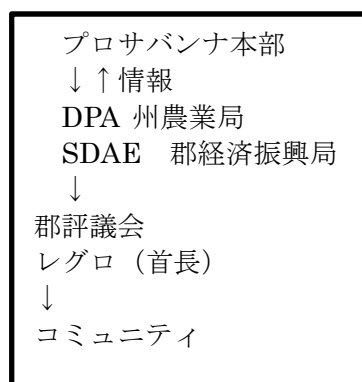
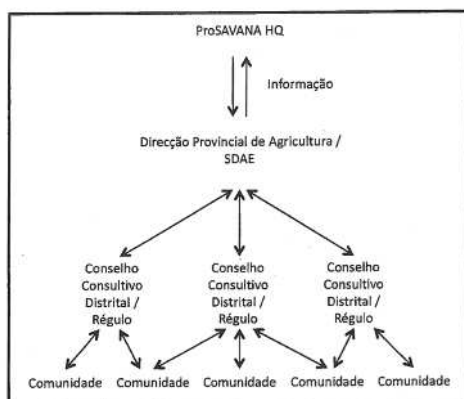
4.1. 回廊のコミュニティで発達させるべきアクション

4.1.1. コラボレーター（協力者<複数>）による郡ネットワークの形成

モザンビーク政府の許可後、SDAE（郡経済振興局、プロサバンナのカウンターパート）と共に、（コラボレーター）になれる諸個人を特定し、これら全てと週末を使って、局長らと共に、集会を行い、プロサバンナに関する訓練/研修を行わなければならない。この訓練/研修は、州政府関係者や DPA（州農業局）関係者を招くこともできる。（「戦略書」p. 23）

⁶ 「コラボレータ」という用語はモザンビークの文脈では歴史的に「植民地支配の片棒を担ぐ裏切り者」を意味する。

NGO・外務省定期協議会 ODA 政策協議会（2016年12月1日）
 報告：ProSAVANA 事業に関する意見交換会および NGO の取り組み
 【別添資料 1】



3. 3カ国市民社会によるプロサバナ事業に関する共同抗議声明・公開質問 ～政府文書の公開を受けて～

2016年8月27日

【背景・目的】

私たち、3カ国（モザンビーク・ブラジル・日本）の市民社会は、2012年10月に、モザンビーク最大の小規模農民運動 UNAC（全国農民連合）が、同国北部ナカラ回廊地域での大規模農業開発「プロサバナ事業」¹に対する懸念と問題を指摘する声明を発表して以来、農民の主権が尊重される支援への転換を求めて活動してきました²。

2013年5月には、UNAC など 23 現地市民組織により「公開書簡」が3カ国政府首脳に提出され、事業の緊急停止と情報公開の徹底による小農らの主体的な参加を可能とする抜本的見直しを要求されました³。以上の結果、小農・市民社会組織との「丁寧な対話」の約束がなされるに至っています⁴。

しかし、情報は秘匿され続け、2013年からは、事業に異議や反対を唱える農民組織リーダーや市民に帯する脅迫を含む人権侵害が頻発しています。2015年4～6月には、名ばかりの「公聴会」が対象 19 郡で実施され、UNAC を含む世界の 80 を超える市民社会組織から「無効化」要求が出されました⁵。

これを受けて、私たち3カ国市民社会は、(1)人権尊重、(2)透明性・アカウンタビリティの改善、(3)FPIC（自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）に基づく「意味ある対話」の実現を繰り返し要求してきましたが、約束の一方で事態は改善されるどころか悪化の一途を辿ってきました。

2015年10月には、「UNAC 等の公聴会への批判の声に答えるため⁶」と称して、「市民社会関与プロジェクト」が JICA により開始されました⁷。しかし、同プロジェクトは3カ国市民社会に伏せたまま進められ、結果として現地社会に様々な負の影響をもたらすに至り、本年2月には、UNAC など現地 9 市民社会組織から非難声明「対話プロセスの不正を糾弾する」が発表されています⁸。

このたび、本年5月にプロサバナ事業のとりわけ「市民社会関与プロジェクト」に関する一連の公文書 46 件のリークがありました⁹。これらに加え、日本の情報公開法に基づき入手した 100 件を超える公文書に基づき、3カ国政府に対し、緊急の抗議と要請・公開質問を行います。

【公文書等から明らかになったこと】

上記文書並びに現地調査の結果¹⁰、この間の意見交換会等¹¹での政府側説明の詳細なる検討を重ねた結果、以下の 5 点が明らかになりました。

- (1) UNAC の非難声明直後の 2012 年 12 月に、3 カ国政府の間で「社会コミュニケーション戦略」の制定が合意され¹²、プロサバナ事業に異論を唱える市民社会組織や運動に対する様々な対抗戦略が、JICA の資金を使い「介入提案と行動計画」として形成され¹³、実行に移されていたこと¹⁴
- (2) 対象 19 郡のコミュニティにおける農民・市民社会組織の影響力を削ぐことを目的に¹⁵、地方行政・伝統的権威・協力的な個人による「郡コラボレーター網」の構築が計画・実行されたこと¹⁶
- (3) 市民社会間の分断を図るため、国際（特にブラジル・日本の）市民社会に対する「信用低下」のための様々な方策が、現地政府関係者やメディアを使って計画され、実施されたこと¹⁷
- (4) 2015 年 10 月、JICA の「市民社会関与プロジェクト」が立ち上げられ、現地コンサルタントとの契約により¹⁸、「市民社会が（政府計画に）乗るようにする（achieving buy-in from civil society）」ことが目指されたこと¹⁹。具体的手段として、現地市民社会間・団体内部の対立あるいはその可能性を特定して介入を行い²⁰、プロサバナ事業のための「同盟形成を促進」し²¹、「教化（cultivation）」を行うことで²²、“対話”に前向きな団体のみと「唯一の対話プラットフォーム/プロサバナ助言（活動）委員会²³」を作ることが目的とされたこと²⁴。その際、UNAC や州農民連合をはじめとする「プロサバナにノー キャンペーン」団体を準備プロセスから排除（「交渉を無視²⁵」）する一方、プラットフォーム作りを先行し、孤立を恐れ参加せざるを得ない状況を作り出すことが期待され²⁶、実行に移されたこと

これらの公文書に関する分析が日本の NGO 本月 22 日に発表されており²⁷、詳細は同『分析』に譲りますが、以上から、プロサバナ事業が、現地農民組織の切実なる声とそれを支える 3 カ国の市民社会の要請に応えるどころか、それらを弱める、反目させる、分断・孤立させることを目的とした戦略計画と活動が、プロサバナ事業の枠組みの中で JICA 事業により形成され、実行に移されてきたことが明らかとなりました。

【抗議・要請・公開質問】

市民社会に対する政府によるこのような介入は決して許されるものではなく、国際協力事業の一環で、政治工作とも呼びうる活動が行われたことに、3 カ国の市民として憤りを禁じえません。

現在、ナカラ回廊地域では、プロサバナ事業の上位プログラム「ナカラ経済回廊開発」に誘発された土地収奪が後を絶ちません²⁸。国際協力は、このような現実に対抗できる農民・市民社会のエンパメントや連帯を促進するものであるべきにもかかわらず、プロサバナ事業は、逆に農民の弱体化や分断を意図的に創りだしてきました。このままでは、さらに多くの農民が土地を失う可能性が高いことは明らかです。

以上の一連の出来事は、日本政府・JICA やブラジル政府の掲げる「国際協力」や「国際連帯」の理念と原則に反するばかりでなく、憲法が保障する国民の諸権利を侵害するものです。また、各種国内法やガイドラインを破って情報を隠蔽し、上記に示された計画・活動を組織的に続けてきた 3 カ国政府に強く抗議します。そして、この一連の市民社会への対抗戦略が、モザンビークにおいて和平・民主主義・ガバナンス・人権状況が悪化の一途を辿る中で実施されていることについても、強調したいと思います²⁹。

以上を踏まえ、私たち3カ国の市民は、以下の緊急要請を行います。

1. プロサバンナ事業とその関係プロジェクトの中止
2. プロサバンナに関する残りの政府文書の即時全面公開

そして、次の質問に対する3カ国政府の回答を要求します。

- (1) 上記「戦略」に関する文書分析に関する以上の結論の妥当性に対する見解
- (2) 「市民社会関与プロジェクト」に関する以上の結論の妥当性に関する見解

なお、リークされた公文書により、今後の「対話」事業のために、日本からの食糧（増産）援助（KR/KRII）の「見返り資金」が使われることがわかりました³⁰。これを受けて、以下を表明します。

*「見返り資金」は、受益国政府が資金を国庫外にプールでき、運用の不透明性が国会でも指摘されてきました。これにより、プロサバンナ事業の不透明性はさらに促進されるものと思われ、3カ国市民として、これを強く懸念します。

【最後に】

今回明らかになった事実の大半を他の市民社会組織が知らないことを踏まえ、これらの組織に対しては、一連の一次文書と『分析』を確認し、今後について再検討を行うよう呼びかけたいと思います。

私たち3カ国の市民は、これからもモザンビークの小農とともに土地と主権・尊厳を守るための活動を継続していく意志をここに表明いたします。

署名団体:モザンビーク市民社会 12 団体、ブラジル市民社会 20 団体、日本市民社会 17 団体
賛同団体:世界 35 団体

1 「日本・ブラジル・モザンビーク三角協力によるアフリカ熱帯サバンナ農業開発プログラム」（2009年9月合意）の略称。

2 「発足声明：プロサバンナにノー！ 全国キャンペーン」（2014年6月2日）
http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/ps20140602release.html これらの一連の活動は、UNACの2012年10月11日の「プロサバンナ声明」（http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/ps20121011unac.html）やJA!による2013年1月「ポジションペーパー」https://issuu.com/justicaambiental/docs/ja_position_paper_on_the_prosavana 以来、多くの声明に表されている。他団体を含む全声明（日本語版）は次のサイト。
http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/ps_base0001.html

3 「プロサバンナ事業の緊急停止を求める公開書簡」（2013年5月28日）
http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/ps20130528letter.html

4 参議院決算委員会（2014年5月12日） JICA 田中明彦理事長並びに岸田文雄大臣から「丁寧な作業」と「丁寧な対話」が約束されている。

5 三カ国市民社会緊急共同声明「『プロサバンナ事業マスタープラン公聴会』の無効化呼びかけ」（2015年6月4日）
http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/ps20150608statement.html

6 第15回意見交換会（2016年2月19日）、第16回意見交換会（2016年3月9日）の際にJICAにより事後的に説明された。

7 この間の経緯は次の資料にまとめて掲載されている。「日本市民社会声明：プロサバンナ事業「市民社会関与プロジェクト」に対する抗議声明～抜本的な見直しに向けた要請」（2016年3月18日）
http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/ps20160318statement.html
http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/17kai_shiryo/ref3.pdf

8 「対話プロセスの不正を糾弾する」（2016年2月17日）
http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/ps20160219appeal.html 「モザンビーク市民社会会議要約「プロサバンナにノー！ キャンペーンによる合意形成と抵抗に関する会議」（2016年5月7日）
<http://www.ngo->

NGO・外務省定期協議会 ODA 政策協議会 (2016年12月1日)
報告: ProSAVANA 事業に関する意見交換会および NGO の取り組み
【別添資料1】

jvc.net/jp/projects/iraq/data/20160725-prosavana.pdf

⁹ 全リーク文書は右記のサイトに掲載されている。 <http://farmlandgrab.org/26158>

¹⁰ 2013年7月より、モザンビーク農民組織、市民社会組織とともに、日本の NGO は8回に及ぶ現地調査を実施してきた。その成果は、『ProSAVANA 市民社会報告 2013—現地調査に基づく提言』(2014年4月)

<http://www.dlmarket.jp/products/detail/263029> 『プロサバンナ事業考察: 概要と変遷、そして NGO からの提言』(2014年10月28日) <http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy-statement/data/proposal%20final.pdf>、次の報告会・意見交換会での発表資料を参照されたい。 http://www.aif.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/14kai_shiryoy/ref3.pdf

¹¹ 2013年1月より、日本 NGO と外務省・JICA の間で17回の「ProSAVANA 事業に関する意見交換会」を立ち上げ、その会議要旨と資料は次のサイトで公開している。 http://www.aif.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/prosavana/index.html

¹² このことが記された3カ国調整会議記録は以下のサイトに公開されている。

<https://www.grain.org/article/entries/4703-leaked-prosavana-master-plan-confirms-worst-fears>

¹³ JICA はコミュニケーション戦略策定のために現地(ポルトガル系)コンサルティング企業(CV&A)と契約を行い、業務指示書でこれを目的として掲げた(ToR、4頁)。 http://www.aif.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/102.pdf 原文は、“intervention proposal and action plans”。なお、「コミュニケーション戦略」に関する一連の一次資料は次のサイトを参照されたい。 http://www.aif.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/index_docs.html

¹⁴ JICA が開示した CV&A 社による「月報(Relatorio de actividade ProSAVANA)」により、同社策定の『戦略』が実行に移されていたことが分かった。月報は2014年7月、8月、10月分しか開示されていない。

¹⁵ By having direct contact with these communities, it will devalue these associations representing the communities or farmers. In order to minimize the strength of these organizations are as follows:.... By taking importance away from the Mozambican civil society organisations, it will take strength away from the foreign NGOs to operate in Mozambique” (『プロサバンナ: コミュニケーション戦略』(Estrategica de Comunicacao: ProSAVANA))

(2013年9月)、34-35頁)。 http://www.aif.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/104.pdf (原文[ポルトガル語]をこちらで英語訳) 同『戦略』は、プロサバンナ事業の公文書として3カ国・JICA に承認を受けたものであり、著者・発行元は ProSAVANA となっている。

¹⁶ 『プロサバンナ: コミュニケーション戦略』(2013年9月)の10-12、23-26、46頁。原文は、“district network of collaborators”。 http://www.aif.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/104.pdf

¹⁷ 原文は、“devaluing”。『プロサバンナ: コミュニケーション戦略』34-35頁、30-34頁。「国際メディアはこの種のオファーを受けとらない傾向にあるが、プロサバンナは常に費用の支援を持ちかけなければならない」(34頁)。これらの点は CV&A の一方的な提案ではなく、JICA による契約書の一連の付随文書(業務指示書、「ProSAVANA の枠組みにおける社会コミュニケーション戦略」)に同様のことが明記されている。後者の資料は次のサイト。 http://www.aif.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/103.pdf

¹⁸ JICA から MAJOL 社への業務指示書。 http://www.aif.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/122.pdf

¹⁹ JICA 開示資料 MAJOL 社による『インセプション・レポート』(5頁)に明記。

http://www.aif.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/123.pdf 原文は、“achieving buy-in from civil society”。

²⁰ 原文は、“identification of ...potential conflicts or conflicts of interest between the project and particular groups or between the groups themselves”。

²¹ JICA 開示資料『インセプション・レポート』(18頁)に明記。原文は、“promote the development of alliances”。

²² リークされた MAJOL 社による中間報告(セミファイナル版)『ステークホルダー・マッピング(Stakeholder Mapping)』(20頁) <http://www.farmlandgrab.org/uploads/attachment/Map.3.pdf> 同文書は JICA に開示を拒まれたもの。

²³ JICA の『業務指示書』(2015年10月)では「一つの対話プラットフォーム」と書かれていたものが、『インセプション・レポート』(2015年11月)の時点では「プロサバンナ助言委員会(“ProSAVANA Advisory Committee)とされ、2016年1月の時点では「助言(Advisory)」が「活動(Working)」に変更されていた(ナンバー・ワークショップへの MAJOL からの招待状)。

²⁴ これについては JICA からの『業務指示書』(2-3頁)に明確な形で書かれている。

http://www.aif.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/122.pdf

²⁵ 原文は、“disregard in terms of negotiations”。

²⁶ 『ステークホルダー・マッピング』(33頁)。原文は、“...is small enough to be essentially disregarded in terms of negotiation...”。

²⁷ No! to farmlandgrab, Japan “ProSAVANA's Communication Strategy and its Impact: an Analysis of JICA's Disclosed and Leaked Documents (「プロサバンナ事業『コミュニケーション戦略』とその影響〜JICA 開示・リーク文書の分析) ”(2016年8月22日) <http://farmlandgrab.org/26449>

²⁸ 世界的に著名なモザンビーク研究者であるジョセフ・ハンロン氏は、2016年6月26日の記事“Comment on ProSAVANA: What does a successful campaign do after it is wins?”で「プロサバンナにノー! キャンペーン」を「モザンビークで最も成功したキャンペーン」と賞賛した。他方、モザンビーク北部の土地収奪はすでに脅威ではなく、なっているものの同キャンペーンがまだ解散せず、同地域の土地収奪に対する反対キャンペーンを展開していると揶揄した。ハンロン氏は、その根拠として、「(モザンビークでは、) 過去5年、大規模なアグリビジネスによる

土地収奪は新たに起きていないと思われ、既存のビジネスもうまく行っていない」と述べたが、これは私たちの認識とは異なり、また同地域の土地収奪の危険は現実には減っているわけではない。例えば、ハンロン氏は、24万ヘクタールを対象とし、50万世帯の強制移住の可能性が指摘されている「ルリオ渓谷開発プロジェクト」について、「モザンビーク政府に認可され、土地を取得し、また必要とされる莫大な資金を集められる可能性はごくわずか」であるため、取るに足らない問題とした。しかし、同事業は依然としてモザンビーク政府の検討課題になっており、「パナマ文書」が明らかにしたように、同プロジェクトが政府に対し土地使用权（DUAT）を申請している。

(<http://farmlandgrab.org/26386>)。さらには、ハンロン氏の主張に基づけば、すでに「収奪された土地」はそのまま奪われたままで、計画段階の土地案件について農民組織や市民社会組織は何もしなくて良いということになる。また、現在ナカラ回廊沿い地域では、アグリビジネス以外に、「ナカラ経済回廊開発」に記された植林プランテーションやインフラ整備（鉄道事業）などによる土地収奪も発生している。

29 「現在のモザンビーク軍事政治社会情勢：ナカラ回廊地域・プロサバンナを中心に」（2016年3月3日）

http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/oda/2015301.pdf □

³⁰ http://www.farmlandgrab.org/uploads/attachment/doc_2.pdf

4. プロサバンナ・マスタープランの見直しおよび公聴会プロセスの不正に関する緊急声明【日本語訳】

2016年8月27日、「プロサバンナにノー キャンペーン」は、世界の83団体と共に、「3カ国市民社会によるプロサバンナ事業に関する共同抗議声明・公開質問～政府文書の公開を受けて」を発表しました³⁰。

同声明は、リークされた政府文書³⁰によって明らかになった数々の事実に基づいて作成されたものです³⁰。JICA（国際協力機構）の資金によって作られた「プロサバンナ・コミュニケーション戦略」を通じて、プロサバンナ事業の関係者が、事業に疑問を唱える諸団体に対し、さまざまな対抗（妨害）行動を用いてきたことを指摘しています。

リークされた一連の文書は、JICAコンサルタントによって策定された政府の戦略が、モザンビーク市民社会の分断を狙ったものであったことを明らかにしました³⁰。つまり、（市民社会の中で）マスタープランに関する重要な分析を公表しているのは「プロサバンナにノー キャンペーン」だけであるにもかかわらず³⁰、マスタープラン見直しのための「対話メカニズム」の設置プロセスにおいて、同「キャンペーン」の参加団体を周縁化し、排除してきたのです。

「プロサバンナにノー キャンペーン」は、この「対話メカニズム」（MCSC-CN：ナカラ回廊開発のための市民社会コーディネーション・メカニズム）が形成されたプロセスをめぐる不当性、秘密主義、非正統性および不透明性に抗議の声をあげるために、ふたつの声明を発表してきました³⁰。そして今、一連のプロセスの全資金を拠出してきたJICAの文書がリークされたことにより、3カ国政府並びにその関係者らが、モザンビーク市民社会の分断を試みながら、このメカニズムを形成したことが明らかされました。

このことは、例えば、MCSC-CNの設立直後、JICA（モザンビーク）事務所で行われた会合の記録（リーク文書）にも明確に示されています。同会合には、JICAや（モザンビーク）農業食料安全保障省（MASA）、ブラジル国際協力庁（ABC）で構成されるプロサバンナ・チームの他に、MCSC-CNのコーディネーターであり、モザンビークNGO・Solidarity Mozambique（Solidariedade Moçambique）のコーディネーターで、ナンブーラ州市民社会プラットフォーム（PPOSC-N）副代表を務める人物、そしてWWFのスタッフで「自然資源に関する市民社会組織プラットフォーム・アライアンス」のコーディネーターを務める人物が参加していました。そして、そこで、MCSC-CNに「間接的に」資金供与する方法が話し合われているだけでなく、MCSC-CNのコーディネーターが、次のように語ったことが記録されています。

「我々は、『プロサバンナにノー キャンペーン』に参加するNGOやその支援者に対し、

「(精神的に) 働きかけるミッション」を実行に移す一方、むしろメカニズムのビジョンと手を組むよう(促す)活動に従事している。これを、マプト市(首都)でも州レベルでも、すでに実行した³⁰。

3カ国政府が、直接的あるいは間接的に実施してきたこれらの数々の行為は、明らかに、世界人権宣言をはじめとする国際的なさまざまな協定(国際法)、モザンビーク共和国憲法、そしてJICAの「社会環境配慮ガイドライン」によって保障されている人権・権利の侵害に相当します³⁰。さらに、プロサバナ事業の実施をコミュニティに強いることは、(国際的に認められている)人々の「自由意思に基づく、事前の、十分な情報に基づく同意の権利(FPIC、Free and Prior Informed Consent)」を踏みにじることとなります。

これらの数々の不正にもかかわらず、MCSC-CNによる2016年10月28日付けプレスリリースには、モザンビーク、ブラジル、日本の3カ国政府が、マスタープランの見直しおよび公聴会プロセスをそのまま強行しようとしていることが記されています。さらに、この見直しから公聴会にいたるプロセスが、いかに多くの問題を抱えたものであるかがわかる情報も含まれています。

(JICAによる本年8月の)マスタープラン見直しのためのコンサルタント募集に際した公示文、そしてMCSC-CNの上記プレスリリースに関して、特に次の点は重要です。

1. プロサバナのマスタープランは依然として合意されておらず、したがって本来は事業の実施が不可能であるにもかかわらず、モザンビーク、ブラジル、日本の3カ国政府はプロサバナ事業の実施を合意している。3カ国政府が実施についてすでに合意しているならば、マスタープランを見直し、それに対する賛同を求める根拠はないということになる。

2. この見直しプロセスのコーディネーションは、(JICAより)Solidarity Mozambiqueに委託された。しかし、公示文を見ても、選考の仕組みは全く不明である。実際、Solidarity Mozambiqueは、次の点で契約に値する要件を満たしていない。

- A) MCSC-CNに深く関わっており、公平さを欠いている。
- B) プロサバナ事業を最も強くまた明示的に支持している団体の一つである。
- C) 非営利団体(NPO)であり、コンサルティング・サービスはその活動目的に入っていない。

したがってSolidarity Mozambiqueを「プロサバナ・マスタープラン見直しプロセスのためのコンサルタント」として選考することは明らかに不当であり、この選考は無効であることが確認される必要がある。

3. Solidarity Mozambiqueの選考が、ごく狭い意味で正常に行われたと主張されるとしても、MCSC-CNのプレスリリースからも明らかなように、マスタープラン見直しプロセス提案そのものが「(政府による)操作に特徴づけられたもの」であることが考慮されなければならない。

4. JICAとSolidarity Mozambiqueが交わした契約は、モザンビーク人を分断し、市民社会に争いの種をまき、資金を使って市民社会組織を(政府の側に)取り込む活動において、決定的な役割を果たしている。さらに、日本政府は、業務内容と契約者の選考過程に関する情報の開示に、今日まで応じていない。

5. (プロサバンナ事業/JICAの資金によりMCSC-CN/PPOSC-Nによってなされたプロサバンナ対象郡における) 利害団体と地域住民団体の「マッピング」は、ナカラ回廊における公聴会のプロセスをある特定方向に決定づけるものである。したがって、この「マッピング」は公開で行なれるべきであり、同様に、その準備にあたっての方法論や手法も公開されるべきであるが、これはなされていない。

MCSC-CNは、プロサバンナ事業の一翼を担ってしまっているのである。これまで出されたプレスリリースや手法からも明らかな通り、MCSC-SCはマスタープランの最後(で最初)の公開バージョン(ゼロ・バージョン*我々の知る限り他のバージョンは存在しない)に描かれている通りのプログラムを支持している。これに対し、プロサバンナ事業の影響を受ける人々やナカラ回廊の小農らは、(ゼロ・バージョンが示す)プロサバンナ事業の内容に広く反対してきた。この事実は、「(見直しプロセスが) 包括的で参加型のプロセスだ」という主張と明らかに矛盾し、極めて憂慮すべきものである。

6. プロサバンナは常に「ノー!」を突きつけられてきたが、MCSC-CNのプレスリリースでは、これを変えるための新しいイニシアティブについて述べている。しかし、我々の知る限り、この事業にはいかなる構造的な変化もみられず、また地域コミュニティと社会に一方的に押し付けを行う手法にも変化は見られていない。

なお、プレスリリースに書かれたプロセス(日程概要)は、不適切で差別・分断的なものであり、関係者の広範な民主主義的・包括的参加を保障するものではありません。

MCSC-CNは、「ナカラ回廊農業開発マスタープランを包括的・参加型の手法で発展させるため、市民社会諸組織、農業食料安全保障省そして国際パートナー間のコミュニケーションと調整を改善する…」ために時間をかけて活動するとされています。しかし、すでに現場では、プロサバンナ事業は高圧的で抑圧的な方法で強行されています。プロサバンナ事業を、真に「モザンビーク人によるモザンビーク人のためのもの」に変革するための修正は、一度も行われていないのです。11月23日に予定されている(コミュニティ)公聴会では、簡略化された資料をもとに討論するとされていますが、その資料は未だに発表されていません。

以上から、我々は、プロサバンナ事業とこの(「対話」およびマスタープラン・見直しに関する)プロセスのすべての資料を公開し、すべての資料のコピーを、ナカラ回廊沿いのコミュニティおよびすべての関係者に、事前に分析できるだけの十分な時間的余裕をもって配布することを求めます。

また、JICAがSolidarity Mozambiqueとの契約を無効とすることを求めます。理由はすでに述べた数々の不正のためです。そして、我々は、モザンビーク、日本、ブラジルの政府に対し、ナカラ回廊のコミュニティの人々の諸権利を尊重することを求めます。それは、世界人権宣言、モザンビーク共和国憲法そしてJICA自身の社会環境考慮ガイドラインと法令遵守規定に定められた義務です³⁰。

コミュニティでの公聴会であれ地域会合/会議であれ、簡略化された資料しか配布されない「協議」はあり得ません。真の目的が隠され、合意事項の実行が約束されない、不法性に満ちた不透明なプロセスに対し、我々は正当性を与えません。

プロサバンナにノー!

モザンビーク、2016年11月8日